

福岡県公報

令和 3 年 2 月 19 日
第 177 号

目 次

告 示 (第132号 - 第165号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課)	7
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	11
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	11
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	11
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	12
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	12
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	12
○意見募集の結果の公示	(水田農業振興課)	13

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) ……………13
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) ……………13
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) ……………13
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) ……………14
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) ……………14
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) ……………14
- 指定希少野生動物種の指定案の縦覧 (自然環境課) ……………14
- 意見募集の結果の公示 (建築指導課) ……………15
- 臨港地区分区の変更 (港湾課) ……………16
- 教育委員会**
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (教育庁総務企画課) ……………16
- 人事委員会**
- 福岡県(警察官A(男性)・警察官A(女性)・警察官A(武道指導)・警察官B(男性)・警察官B(女性)・警察官C)採用試験の施行 (人事委員会事務局任用課) ……………16
- 雑 報**
- 審議会の答申に係る福岡県親書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (自然環境課) ……………22
- 再 掲**
- 福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例第5条の知事が定める場合等についての一部改正 (中小企業技術振興課) ……………24

告 示

福岡県告示第132号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	八 香 女 春 線		前	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	6.0 ～ 13.3	1,053.9
			前	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	8.0 ～ 15.5	1,034.1
			前	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	8.0 ～ 18.6	1,035.4
			後	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	7.2 ～ 13.6	1,056.8
			後	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	8.0 ～ 15.5	1,034.1
			後	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	8.0 ～ 18.6	1,035.4

福岡県告示第133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女春線	朝倉市杷木松末941番先から 朝倉市杷木松末1001番1先まで

福岡県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木井線	前	朝倉市黒川6058番3先から 朝倉市黒川5971番8先まで	6.0 ～ 17.1	136.4
			後	朝倉市黒川6058番3先から 朝倉市黒川5971番8先まで	6.0 ～ 17.1	142.1

福岡県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木井線	朝倉市黒川6058番3先から 朝倉市黒川5971番8先まで

福岡県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木井線	前	朝倉市杷木志波3683番4先から 朝倉市杷木志波2637番先まで	4.7 ～ 42.5	245.7
			後	朝倉市杷木志波3683番4先から 朝倉市杷木志波2637番1先まで	4.7 ～ 42.5	245.7

福岡県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和 3 年 2 月 19 日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木井線	朝倉市杷木志波3683番4先から 朝倉市杷木志波2637番1先まで

福岡県告示第138号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 3 年 2 月 19 日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
採銅所五	田川郡香春町大字採銅所（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を香春町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第139号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 3 年 2 月 19 日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
採銅所五	田川郡香春町大字採銅所（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は香春町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第140号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第133号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 3 年 2 月 19 日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒巻-3	飯塚市川島（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第141号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第134号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 3 年 2 月 19 日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
荒巻 - 3	飯塚市川島（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 3 年 2 月 19 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒巻 - 3	飯塚市川島（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第143号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 3 年 2 月 19 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
荒巻 - 3	飯塚市川島（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面は飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 19 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	大牟田 植 木 線	前	大牟田市大字勝立227番8先から 大牟田市大字勝立282番1先まで	7.4 ～ 11.7	198.2
			後	大牟田市大字勝立227番8先から 大牟田市大字勝立282番1先まで	10.5 ～ 15.6	

福岡県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 19 日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	田 川 直 方 線	前	田川郡福智町市場1525番2先から 田川郡福智町市場1606番先まで	7.5 ～ 20.0	238.0
			後	田川郡福智町市場1525番2先から 田川郡福智町市場1606番先まで	7.5 ～ 23.0	238.0

福岡県告示第146号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和45年6月23日農林省告示第835号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一 般 国 道	322号	前	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	6.9 ～ 140.4	5,989.2
			前	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	10.0 ～ 105.0	2,650.0
			後	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	6.9 ～ 140.4	5,989.2
			後	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	10.0 ～ 96.0	2,650.0

福岡県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	大牟田 南 関 線	前	大牟田市大字三池1274番先から 大牟田市大字三池1274番先まで	9.7 ～ 10.7	27.1
			後	大牟田市大字三池1274番先から 大牟田市大字三池1274番先まで	9.7 ～ 43.0	27.1

福岡県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月福岡県告示第189号宇美須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

須恵町

2 都市計画事業の種類及び名称

宇美須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道

3 事業施行期間

平成2年12月26日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成29年3月福岡県告示第189号の事業地中次の区域を変更する。

須恵町

大字植木字ヨシカ浦、字豆塚、字柳坂、字外園、字内原、字坂本、字相徳、字松浦、字下小川原及び字四王田の各一部

大字旅石字河原及び字開きの各一部

大字須恵字上原の一部

大字上須恵字東原の一部

大字新原字前田、字宮の前、字宮の後及び字宮の上の各一部

大字佐谷字村山、字原の下、字ツル及び字立毛の各一部

平成29年3月福岡県告示第189号の事業地に次の区域を加える。

須恵町 大字植木字流しの全部並びに字大間、字平原、字長谷及び字才木の各一部

大字上須恵字上川原の一部

大字佐谷字梅ヶ浦及び字川原の各一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第150号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和59年4月21日農林水産省告示第834号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第151号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年3月17日農林水産省告示第329号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び中間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第152号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年12月12日農林水産省告示第2393号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第153号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年10月25日農林水産省告示第2141号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第154号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年6月19日農林水産省告示第917号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第155号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年12月22日農林水産省告示第2470号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第156号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和59年10月31日農林水産省告示第2191号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第157号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和60年2月20日農林水産省告示第284号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第158号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年4月19日農林水産省告示第428号（7に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第159号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年5月19日農林水産省告示第715号（3に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第160号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和53年10月7日農林水産省告示第364号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第161号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年11月28日農林水産省告示第2304号（1、2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに北九州市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第162号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年3月17日農林水産省告示第336号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第163号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦875の23、875の24、875の31、875の45（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字内浦875の45、875の23・875の24・875の31（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第164号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市黒川字迫2053、2054、2074の1

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字迫2053・2054（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第165号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所
田川郡川崎町大字安真木字秋切1732の3から1732の6まで

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

農産物検査法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正（案）について、令和2年10月30日から令和2年11月29日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和3年2月4日に審査基準の一部を改正しました。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

問合せ先

農林水産部水田農業振興課農産振興係

電話：092-643-3472

メールアドレス：suiden@pref.fukuoka.lg.jp

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 エーブック幸袋店

(2) 所在地 飯塚市大字中426番地1 外20筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 エーブック幸袋店

(2) 所在地 飯塚市大字中426番地1 外20筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス那珂川中原店

(2) 所在地 那珂川市中原三丁目122、123、124、125、126、141、142、143、144-2、145-2

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

令和3年1月13日付の意見書にて記載した内容から追記する意見はなし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートリアル筑後店
- (2) 所在地 筑後市大字上北島井原口1271番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アクロスモール春日
- (2) 所在地 春日市春日五丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称)SVH福岡東店
- (2) 所在地 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特にありません。

公告

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（令和2年福岡県条例第42号）第9条第1項の規定に基づき、指定希少野生動植物種の指定をするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該指定の案を、令和3年2月19日から令和3年3月5日までの間、福岡県環境部自然環境課において公衆の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定に基づき、利害関係人は、当該指定の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県環境部自然環境課に意見書を提出することができる。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定をしようとする 希少野生動植物種の名称	指定をしようとする理由
ミスミソウ（キンボウゲ科）	園芸採取や自然災害などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キビヒトリシズカ（センリョウ科）	遷移進行や園芸採取などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヤシャビシャク（ユキノシタ科）	園芸採取や着生木衰退などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ミズスギナ（ミソハギ科）	管理放棄や改修工事などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サワトラノオ（サクラソウ科）	遷移進行などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サギソウ（ラン科）	遷移進行や園芸採取などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
トキソウ（ラン科）	遷移進行や園芸採取などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
オキナグサ（キンボウゲ科）	管理放棄や園芸採取などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ムラサキ（ムラサキ科）	管理放棄などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ウスギワニグチソウ（ユリ科）	遷移進行などにより個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
クロモジ（クスノキ科）	シカの食害などにより個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヨシゴイ（サギ科）	開発などにより繁殖地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

コアジサシ（カモメ科）	開発などにより繁殖地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
セボシタビラ（コイ科）	改修工事などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ハカタスジシマドジョウ（ドジョウ科）	改修工事などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
コバンムシ（コバンムシ科）	ため池改修などにより生息地が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
カワラハンミョウ（オサムシ科）	海岸開発や乱獲などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ミヤザキムシオイ（ヤマタニシ科）	森林伐採などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヤマボタル（ヤマボタル科）	生息地が極めて局所的で絶滅のおそれがあり、生物地理学の観点からも特に保護を図る必要がある。
オバエボシガイ（イシガイ科）	改修工事や乱獲などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
カタハガイ（イシガイ科）	改修工事や乱獲などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

公告

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則等の一部を改正する規則について、令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 1 月 8 日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和 3 年 2 月 9 日に公布しました。

令和 3 年 2 月 19 日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

問合せ先

建築都市部建築指導課宅建業係

電話：092-643-3719

メールアドレス：kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を変更したので、次のとおり公告する。

その関係図書は、福岡県県土整備部港湾課及び福岡県苅田港務所において公衆の閲覧に供する。

令和3年2月19日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る臨港地区の名称
苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区
- 2 変更に係る分区の種類
工業港区及び修景厚生港区
- 3 分区を変更した土地の区域
 - (1) 工業港区
苅田町鳥越町の一部
 - (2) 修景厚生港区
苅田町鳥越町の一部

教育委員会

公告

福岡県立学校授業料等減免規則等の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年2月19日

福岡県教育委員会

1 意見募集期間

令和3年2月9日から令和3年3月10日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育総務部総務企画課に備え置きます。

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

令和3年2月19日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

令和 3 年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	受験案内等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他
							発表日	発表の方法					
第 195 回	警察官 A (男性)	平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和 4 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	5 月 9 日	教養試験 論文試験	福岡市	福岡県警察本部に掲示する。最終の合格者には書面で通知する。	6 月中旬	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 3 年 4 月 22 日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第 195 回警察官 A (男性・女性) と第 196 回警察官 C において、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験の申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。 特例② 第 195 回警察官 A (男性) 及び第 198 回警察官 B (男性) に限り、第 1 志望又は第 2 志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県 特例③ 警察官 A (男性) 及び警察官 B (男性) に限り、熊本県において、同県と共同で県外試験を行うものとし、第 1 志望又は第 2 志望として福岡県を選択することができる。 なお、第 1 次試験については、熊本県の警察官採用試験の実施時期及び方法による。	これらの試験の問い合わせは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				5 月 6 日 下 上 旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
				6 月 7 日 下 上 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							
	警察官 A (女性)	平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和 4 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	5 月 9 日	教養試験 論文試験	福岡市	福岡県警察本部に掲示する。最終の合格者には書面で通知する。	6 月中旬	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 3 年 4 月 22 日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第 195 回警察官 A (男性・女性) と第 196 回警察官 C において、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験の申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。 特例② 第 195 回警察官 A (男性) 及び第 198 回警察官 B (男性) に限り、第 1 志望又は第 2 志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県 特例③ 警察官 A (男性) 及び警察官 B (男性) に限り、熊本県において、同県と共同で県外試験を行うものとし、第 1 志望又は第 2 志望として福岡県を選択することができる。 なお、第 1 次試験については、熊本県の警察官採用試験の実施時期及び方法による。	これらの試験の問い合わせは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				5 月 6 日 下 上 旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
				6 月 7 日 下 上 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							
	警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和 4 年 3 月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が 3 段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第 1 次	5 月 9 日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	福岡県警察本部に掲示する。最終の合格者には書面で通知する。	6 月中旬	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 3 年 4 月 22 日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第 195 回警察官 A (男性・女性) と第 196 回警察官 C において、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験の申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。 特例② 第 195 回警察官 A (男性) 及び第 198 回警察官 B (男性) に限り、第 1 志望又は第 2 志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県 特例③ 警察官 A (男性) 及び警察官 B (男性) に限り、熊本県において、同県と共同で県外試験を行うものとし、第 1 志望又は第 2 志望として福岡県を選択することができる。 なお、第 1 次試験については、熊本県の警察官採用試験の実施時期及び方法による。	これらの試験の問い合わせは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				6 月 7 日 下 上 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							

第 回	警察官 A (男性)	平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和 4 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	9 月 19 日	教養試験 論文試験	福岡市	第 1 次	10 月下旬	福岡県警察本部に掲示する。 合格者には書面で通知する。	令和 3 年 8 月 13 日から 令和 3 年 9 月 2 日まで
			第 2 次	10 月 10 日 10 月 10 日 上 中 旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市				
				11 月 11 日 11 月 11 日 上 下 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市				
	警察官 A (女性)	平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和 4 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	9 月 19 日	教養試験 論文試験	福岡市	第 1 次	10 月下旬		
			第 2 次	10 月 10 日 10 月 10 日 上 中 旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市				
				11 月 11 日 11 月 11 日 上 下 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市				
警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和 4 年 3 月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が 3 段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第 1 次	9 月 19 日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第 1 次	10 月下旬			
		第 2 次	11 月 11 日 11 月 11 日 上 下 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市			最終	12 月下旬	

第 回	警察官B (男性)	平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業生又は大学を令和4年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月19日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
			第1次	10月上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
	警察官B (女性)	平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業生又は大学を令和4年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月19日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
			第1次	10月上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		

- (注1) 地方公務員法第16条に該当する者、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。
- (注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。
- (注3) 第1次試験における「体力検査」、「人物試験」及び「身体測定」は、警察官A（武道指導）及び警察官Cを除き、教養試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。
- (注4) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。
- (注5) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。
- (注6) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内			
	全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内			
	柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内			
学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内				

雑 報

福岡県環境審議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

令和3年2月19日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

- (1) 北九州国定公園（北九州市八幡東区大字大蔵）における公園事業の変更に係る答申案
- (2) 耶馬日田英彦山国定公園（朝倉郡東峰村大字宝珠山）における公園事業の変更に係る答申案

2 答申案の概要

- (1) 北九州国定公園（北九州市八幡東区大字大蔵）における公園事業の変更に係る答申案
 - ア 公園事業の種類
国定公園の利用のための施設に関する公園事業
 - イ 公園事業の名称等

名 称	事業の種類	事 業 地
皿倉地区	園 地	北九州市八幡東区大字大蔵

- (2) 耶馬日田英彦山国定公園（朝倉郡東峰村大字宝珠山）における公園事業の変更に係る答申案
 - ア 公園事業の種類
国定公園の利用のための施設に関する公園事業
 - イ 公園事業の名称等

名 称	事業の種類	事 業 地

岩屋	園 地	朝倉郡東峰村大字宝珠山
----	-----	-------------

3 答申案の閲覧場所等

- (1)~(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。
- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
 - (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8）
 - (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）
 - (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
 - (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1）
 - (6) 福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期限

令和3年2月19日（金）から令和3年3月4日（木）まで必着

5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部自然環境課
 （住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 （ファクシミリ）092-643-3222
 （電子メール）shizen@pref.fukuoka.lg.jp
 ※問い合わせ先：092-643-3369

(別紙)

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見を提出する答申案	北九州国定公園（北九州市八幡東区大字大蔵）における公園事業の変更に係る答申案
（○を記入）	耶馬日田英彦山国定公園（朝倉郡東峰村大字宝珠山）における公園事業の変更に係る答申案
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第117号の2

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例第5条の知事が定める場合等について（令和2年5月福岡県告示第418号の2）の一部を次のように改正し、令和3年2月13日から適用する。

令和3年2月9日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。